

つ 津みらい

かしわざい
柏木はるみ

録画映像



問 認知症に関する支援を進めるには市民への周知が必要では

認知症と診断された方や介護する方は大変な思いをしており、その方々を支える活動はとても重要である。津市には、認知症サポーター等で作られた「チームオレンジ・あしたば」や、当事者がさまざまな悩みを話し合える「認知症カフェ」などがあるが、さらに広げていく必要がある。津市が取り組んでいる施策を市民に知っていただくことで、認知症に関する支援が進むと思うがどうか。

答 認知症施策をさらにPRして推進の仕方を考えていきたい

津市の認知症施策は、総合的にさまざまなことをきめ細かくやっているが、どなたが認知症になられるか分からないことから、当事者と関わる方々が未経験ということがよくある。そのため、施策についてさらにPRをして、そういう方々が相談しやすく、必要なときに、津市がこういう認知症施策を進めている、体制を持っているということを広報紙で読んだことがあると思っていただくことがとても大事だと思う。今後、この認知症のことをより丁寧に、今は関心がないけれども将来関わるかもしれないという方々の気持ちに届くような施策の推進の仕方を考えていきたい。

その他の質疑・質問

- 「性と生殖に関する権利」の学校教育の現状は
- L G B T Q（性的少数者）に関する教育は
- 初潮に関する教育と教職員の体制は
- 生徒用トイレへの生理用品の設置は
- 公共施設廃止後の利活用について
- 「教育機会確保法」に基づいた「津市教育振興ビジョン」の策定を **など**

▶ 高齢社会に伴う「誰ひとり取り残さない」ための認知症施策のさらなる推進と充実を



しんわかい
津和会

かわぐち かずお
川口和雄

録画映像



問 合特法に関する支援事業は公正公平な運用なのか

合理化事業の趣旨は、下水道整備に伴い、し尿くみ取り業者に生じた損益分を代替業務で支援（補填）するというものであるが、令和3年度決算において、平成10年度に県等で取り決められた基本ルールに基づくと、損益分となる支援事業委託費が約4,500万円であるのに対し、特定業者においては地域外も含め、約2億1,000万円以上の支援事業が発注されているが公正公平な運用なのか。

答 県下のガイドラインに基づく支援を行っている

下水道の整備は数十年を要する事業であるため、長期的に許可業者の経営の安定を図ることは、残されたし尿くみ取り、浄化槽設置世帯の廃棄物処理の安定にもつながることから、年度変動を緻密に計算し、単年度ごとの減収分を補填する方法ではなく、長期的な目線で安定的に支援することが必要と考える。したがって、平成10年度のガイドラインにも定められている下水道への直結件数を支援の基礎とする算定方法は妥当と考えている。

なお、県内他市でも同様の価格帯を設定して合特支援を実施しており、津市が著しく過剰な支援を行っているわけではない。

その他の質疑・質問

- 委託契約書および暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書について
- 受注者の役員等が暴力団と密接な関係を有していると市民から実名入りで具体的な情報提供があった場合の対応は

▶ 合特業者に対し公正公平な支援を

